

第2号様式

随意契約の内容の公表

担 当 部 課	教育委員会事務局学校教育課	
契約締結年月日	令和7年4月1日	
業 務 名	尾張旭市立小中学校児童生徒健康診断	
業 務 の 概 要	(1) 胸部X線直接撮影（デジタル） 要精密検査の児童生徒 (2) 心電図検査（12誘導法） 小学校1・4年生及び中学校1年生 (3) 尿（糖、蛋白、潜血）検査 小・中学校全学年	
契約金額（税込）	単価契約 (1) 胸部X線直接撮影（デジタル） 1, 760円/件 (2) 心電図検査（12誘導法） 1, 210円/件 (3) 尿（糖、蛋白、潜血）検査 220円/件 予定金額 4, 409, 130円 ※ 単価契約に当たっては、契約金額に予定数量を乗じて得た予定金額も記入すること。	
契約の相手方	一般社団法人瀬戸健康管理センター	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 （該当する□欄に印をつけること）	
	<input checked="" type="checkbox"/> 第2号	その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。
	<input type="checkbox"/> 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。
	<input type="checkbox"/> 第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	<input type="checkbox"/> 第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	<input type="checkbox"/> 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
	<input type="checkbox"/> 第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	<input type="checkbox"/> 第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約理由の説明 及び 契約相手方の選定理由	学校が定める健康診断の日時・場所への出張が可能な検査機関が他にないため。	

※ 契約内容についてのお問い合わせ先は、教育委員会事務局学校教育課です。